

半田市訓令第九号

庁中一般

半田市文書取扱規程（平成十七年訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月一日

半田市長 久世孝宏

別表中
第33条を第32条に改める。

様式第7を次のように改める。

（別紙のとおり）

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

郵便物の種類	表示	量 目 別 等		区内 (半田・阿久比・武豊)	区外 (その他の区域)	備考	料金		
第1種定形 (50g以上は定形外扱いとなる)	区内特別	50g	以内			バーコード有 通	円	×	通
	料金後納	50g	以内				円	×	通
							円	×	通
第1種定形外 (4Kg以内までとする)	料金後納	50g	以内				円	×	通
		100g	以内				円	×	通
		150g	以内				円	×	通
		250g	以内				円	×	通
		500g	以内				円	×	通
		1kg	以内				円	×	通
		g	以内				円	×	通
はがき	料金後納					バーコード有 通	円	×	通
特殊取扱	料金後納	g	以内			○をつけてください。 速達・簡易書留・書留 配達証明・特定記録 時間指定郵便 本人限定受取	円	×	通
							円	×	通
		g	以内				円	×	通
小 包	料金後納	g	以内			○をつけてください。 ゆうメール・ゆうパケット	円	×	通
		長さ・厚さ・幅 (× ×)				ゆうパック	円	×	通
合 計				通	通		円		